

改正風営適正化法(H17.11.7 法律 119 号)施行後の行政処分及び罰則

平成18年5月1日施行

深夜酒類提供飲食店

(1) 行政処分(風営適正化法第34条)

- ・法令や条例の規定に違反し、善良の風俗・清浄な風俗環境を害し、もしくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき
- ・風営適正化法に基づく処分に違反したとき

6ヶ月以内の営業の全部または一部の停止

(2) 罰 則

【 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれの併科 】

- ・ 深夜酒類提供飲食店を営む者が、都道府県による営業禁止命令に従わなかった場合
- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科することとされています。

【 50万円以下の罰金 】

- ・ 酒類提供飲食店営業を深夜において営む者が、営業開始の届出書を提出しない場合
- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営もうとする者が、営業開始の届出書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合
- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科することとされています。

【 30万円以下の罰金 】

- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む者が、営業を廃止したにもかかわらず、廃止の届出書を提出しない場合
- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む者が、氏名・住所・営業所名・営業所の構造及び設備を変更したにもかかわらず、届出書を提出しない場合

- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む法人が、名称・本店所在地・代表者の氏名・営業所名・営業所の構造及び設備を変更したにもかかわらず、届出書を提出しない場合
- ・ 深夜酒類提供飲食店営業を営む者が、届出書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合
- ・
- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科することとされています。